

論 説

## 「不在所有制」を超えて

——T・ヴェブレンの所有権理論再考——

神 野 照 敏

### 1. はじめに——世界経済の金融化と経済・社会・環境の危機

私たちは、いまこの時の奥に潜み、いまだ実現されざる機会を見極める術を学ばなければならない。私たちは、これらの機会を掴み取るのだと、起こりつつある変化を手に入れるのだと欲しなければならぬ。私たちは脱出を決意できるほど十分に勇敢でなければならない。

——アンドレ・ゴルツ<sup>1)</sup>

自由主義的資本主義の自立的個人は、単に自分の依存関係に気づいていないがゆえに、自立的である。しかし、彼がそれに気づいていないのは、ただ道徳的感受性が欠落しているためである。道徳的感受性が欠落しているために、彼は自分の個人的行為や怠慢の社会的影響を無視することができるのである。本当に自立したいと望む人は、真に本当に自立的であることが可能である社会を築くために、まず依存関係の重荷を引き受けなければならない。

——カール・ポランニー<sup>2)</sup>

---

1) Gorz, André, *Reclaiming Work: Beyond the Wage-Based Society* (First published in French as *Misères du Présent: Richesse du Possible*), translated by Chris Turner, 1999, p. 1.

バブル崩壊直後の1992年、「複合不況」という造語を冠して話題となった著書の中で宮崎義一は、世界経済の構造変化を的確にとらえ、日本のバブル経済の発生と崩壊がこうした構造変化によって不可避免的に生み出された帰結であることを鮮やかに示した。宮崎のいう構造変化とは、「1970年以降、世界経済を動かす力が、もはや財・サービスの取引（実需取引）ではなく、金融面での取引に大きく移行したこと」、「モノの経済にとってかわって、おカネの経済が世界経済のリーディング・ファクターとなってきたこと」を指す<sup>3)</sup>。それから20年。モノの経済からおカネの経済への流れは加速度的に増し、2008年にはアメリカの「サブプライム・ローン問題」を引き金にした世界的金融危機も起こった。いまやことの成りゆきは誰の目にも明らかで、この間の経済構造の変化をあらわすキーワードとして、「新自由主義」、「グローバル化」と並び、世界経済の「金融化」ということばが人口に膾炙するようになった<sup>4)</sup>。

もちろん、こうした金融化の流れが世界の経済活動に重大な影響を及ぼしてきたのは事実である。だが、問題は狭く経済の領域にとどまらない。こうした変化はそもそもの私たちの経済活動が営まれる社会や自然環境の領域にまで及ぶものである。飢えや貧困、環境問題など多面的な視角から長年にわたり世界経済への警鐘を鳴らし続けてきた著述家スーザン・ジョージは、こうした事態を、次のような大きさの異なる同心円を重ねた図を用いて的確に説明している<sup>5)</sup>。

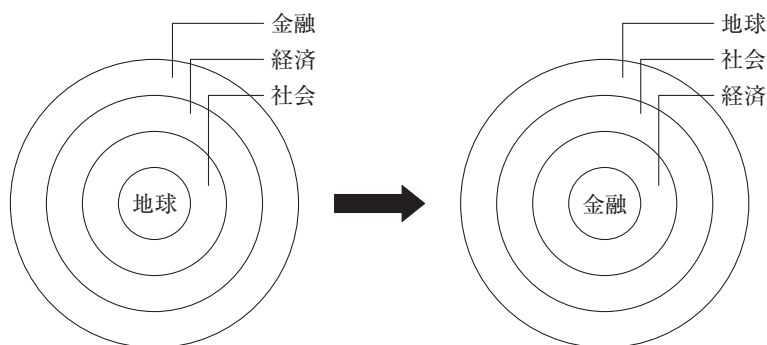
---

2) カール・ポランニー『市場社会と人間の自由』、若森みどり・植村邦彦・若森章孝編訳、大月書店、2012年、134頁。

3) 宮崎義一『複合不況』中公新書、1992年、13頁。

4) Epstein, Gerald A., "Introduction", in: Epstein, Gerald A. (ed.), *Financialization and the World Economy*, Edward Elgar, 2005, p. 3.

5) George, Susan, *Whose Crisis, Whose Future?: Towards a Greener, Fairer, Richer World*, Polity Press, pp. 4-5. 荒井雅子訳『これは誰の危機か、未来は誰のものか』岩波書店、2011年、3頁。



図の同心円は内側ほど重要性が低いものとして、外側に行くほど優先順位が高くなるものとして描かれている。ここで、今日の私たちの生きる世界を表しているのは左側の図だ。つまり、この世界では、金融>経済>社会>地球の順に優先順位がつけられ、一番外側の円で描かれた金融こそがもっとも重要性の高いものとされる。ここでいう金融とは、貨幣の取引を通じてより多くの貨幣を生み出す活動（「貨幣による貨幣の生産」）を指しており、貨幣増殖こそがすべてにおいて優先される目的となる。

だが、こうした事態は明らかに転倒している。そもそも貨幣とは市場での商品交換を円滑に進めるための媒体（メディア）であり、手段に過ぎない。それは隔離し、孤立してなされる私たちの経済活動をつなぐメディアではあるが、メディアがないから経済活動がなされないわけでも、メディアのために経済活動がなされるわけでもない。経済活動とは、私たちの生命維持のために自然との間でなされる物質代謝の過程である。そして、私たち人間が孤立して生きていくことのできない「ゾーン・ポリテイコン社会的動物」であるかぎり、経済活動は社会の中で、社会の助けを借りてしか実行しえない。一方、だからこそ、そうした活動は私たちの社会を維持し、存続させていくための手段ともなるのだ。

現代の市場社会に生きる私たちは、経済活動を商品交換によって媒介される私的な孤立的活動としてのみイメージしがちである。だが、かつてカール・マルクスは、「商品交換は、共同体が終わるところで、すなわち共同体が外部の共同体または外部の共同体のメンバーと接触する点で始まる」<sup>6)</sup>と書いた。なぜなら、商品交換がなされるためには、交換当事者が商品の私的所有者として、相互に独立した人格として対面しなければならず、互いに見知らぬ他人であるというこうした関係性は、自然に形成された共同体のメンバーにとってはありえないからである。経済人類学の業績で著名な社会学者カール・ポランニーのことは借りれば、かつて経済は社会の中に埋め込まれていたのであって、その逆ではない<sup>7)</sup>。

さらに言えば、人間の社会がおかれているのは有限な地球とその生態系の中、半世紀近く前にケネス・E・ボールドィンが語った「宇宙船地球号」<sup>8)</sup>の中である。際限なく拡大を続ける人間の経済活動が有限な

---

6) カール・マルクス『資本論』第1巻上(『マルクス・コレクション』IV)、今村仁司・三島憲一・鈴木直訳、筑摩書房、2005年、134頁。

7) Polanyi, Karl, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, 1944. 野口建彦・栖原学訳『[新訳]大転換』、東洋経済新報社、2009年、とりわけ「第6章 自己調整的市場と擬制商品——労働、土地、貨幣」を参照。また、ポランニーは、マルクス同様、交易の起源を遠隔地交易に求め、次のように書いている。「こうした主張の論理は、実際のところ古典派の教義の基礎をなしている論理とはほとんどまったく相容れない。正統派の教義は、個人の取引性向から出発し、そこから局地的市場および分業の必然性を演繹した。そして最終的に、商業の必然性を、そしてついに遠隔地交易を含む外国貿易の必然性を導き出したのである。しかしわれわれの現在の知識に照らしてみると、われわれは議論の筋道をほとんど逆にたどらなければならない。すなわち、真の出発点は遠隔地交易である。遠隔地交易は、財貨の地理的分布の結果であり、またその分布に基づく『分業』の結果である。遠隔地交易はしばしば交換行為を、さらにもし貨幣が使用されれば、売買を生み出し、やがて——しかし決して必然的ではない——若干の個人に対して値段を交渉するという性向に身を任せる機会を提供するような制度、すなわち市場を生み出すのである」(102頁)。

自然環境へ甚大な影響をもたらしているということは、近年の異常気象による自然災害の頻発を見れば明らかであろう。

本来、金融（貨幣）は経済の中に、経済は社会の中に、そして社会は地球（自然）の中に埋め込まれているはずのもので、先に見た左図はあきらかにこうした関係性を転倒させている。だが、ポランニーによれば、こうした転倒が実現すると考えるのは幻想で、ユートピアに過ぎない。無理にユートピアを実現しようとした帰結が経済危機であり、社会危機であり、地球環境危機である<sup>9)</sup>。だからこそ、スーザン・ジョージは上に示した左図を、優先順位をまったく逆転させた右図へと転換させる必要性を説くのだ。

いま必要なのは、もう一度、経済を社会の中に「埋め込む」こと、経済地理学者のギブソン-グラハムらが主張するように、私たちの手のもとに「経済を取り戻す」ことである。ギブソン-グラハムらは、倫理的行動を通じて私たちが「経済を取り戻す」ということは、①ともに良く、公平に生きること、②社会及び自然の健全性を高めるために剰余を分配すること、③他者との出会いが自他の別なく福祉を支援するようなやり方でなされること、④持続可能なかたちで消費が行われること、⑤共有する自然的・文化的コモンズを大切にすること、つまりそれらを維持

8) Boulding, Kenneth E., "The Economic of the Coming Spaceship Earth", *Environmental Quality in a Growing Economy, Essays from the Sixth RFF Forum*, Henry Jarrett (ed.), Baltimore, Md.: John Hopkins Press for Resources for the Future, Inc., 1966, pp. 3-14, reprinted in *Kenneth E. Boulding Collected Papers*, Volume 2, Colorado Associated University Press, 1971, pp. 381-394. 公文俊平訳『経済学を超えて (改訳版)』学研, 1975年, 430~448頁, 所収。

9) 現在の金融危機が社会的危機およびエコロジー危機をもたらしているという議論は、アラン・リピエッツ『グリーンディール』, 井上泰夫訳, 藤原書店, 2014年, も参照。ここでリピエッツは、リーマン・ショック後の世界的金融危機は、1980年代以降支配的となった「新自由主義的あるいは自由主義的生産至上主義モデル」の限界があらわれたものであり、社会的かつエコロジー危機をともなっていると論じている。

し、補充し、成長させていくこと、そして⑥将来の世代がより良く生きられるように、彼らのために富を投資することを意味するのだという。

ギブソン-グラハムらは、こうした倫理的配慮を中心におく経済を「共同体経済」(community economy)と呼ぶ。それは経済をある広がりをもつ空間として、すなわち、私たちが他者と、他の種と、周囲の環境と相互依存関係にあることを認めたくえで交渉がなされる意思決定の空間としてとらえることを意味する<sup>10)</sup>。社会における市場経済の浸透は、社会的分業をより広くより深くする結果、現実にあるはずの相互依存関係を見えにくくし、私たちの肩から本来担うべき重荷を下ろしてきた。だが、本節冒頭にひいたポランニーの言葉にあるように、私たちが真に自立的であるためには、お金の媒介された形式的関係性の向こうに、本来私たちをつないでいる実質的な相互依存の網の目を見だし、これまで気づかない、見えないふりをしてきた重荷を背負う必要がある。

20世紀末におこった金融化の波は、私たちの経済活動に甚大な影響を与えるのみならず、社会危機、自然環境危機までも招来した。たしかに、こうした変化が生じたのは、情報技術革新の進展とそれにともなって可能となった新たな金融商品の出現に負うところが大きい。だが、事態の本質を見極めれば、変化はすでにずっと以前から生じていたと言えないだろうか。

20世紀の初頭、21世紀の現代に続く経済社会の質的变化を自覚して理論を構築した経済学者がいた。アメリカ旧制度学派の創始者ソースティン・ヴェブレンである。本稿では、ヴェブレン自身が最後の著書のタイ

---

10) Gibson-Graham, J.K., Jenny Cameron, and Stephen Healy, *Take Back the Economy: An Ethical Guide for Transforming Our Communities*, 2013, University of Minnesota Press, pp. xviii-xix. なお、ギブソン-グラハム (J.K. Gibson-Graham) とは、経済地理学者であるキャサリン・ギブソン (Katherine Gibson) と故ジュリー・グラハム (Julie Graham) とのペンネームである。

トルに選んだ「不在所有制」という概念に注目し、ヴェブレンの目を通して現代の危機の本質を照らし出したい<sup>11)</sup>。それは、本節冒頭のゴルトツの言葉にならって、潜在するオルタナティブな社会の可能性に気づき、選び取っていく契機ともなるはずである。

以下、本稿の叙述は次のように展開される。まず第2節では、ヴェブレンの「所有権の起源」(1898年)という論文を中心に、近代に確立される私的所有権という概念を再検討する。ここでは、ヴェブレン以外にもフランス社会学の創始者エミール・デュルケムや、経済学批判を通じて資本制社会の未来を考察したカール・マルクスの議論もあわせて参照し、生産的労働によって基礎づけられる私的所有権が特殊近代的な制度にすぎないことが確認される。続く第3節では、ヴェブレン最後の著書『不在所有制』を読み解きながら、近代以降の社会の変化、とくに株式会社台頭し、不在所有制が全面化する19世紀末以降の経済の「新秩序」について考察する。最後の第4節では、私的所有権を徹底させることが「もの作りの産業」(industry)と「金儲けの営利事業」(business)とを分離させ、前者に対する後者の優位をもたらしたこと、その結果、不在所有者による社会の実質的な支配を貫徹させてしまったということの反省に立ち、オルタナティブな社会の可能性のありかを、私的所有権を相対化するコモنزの思想に求める。

---

11) Veblen, Thostein B., *Absentee Ownership and Business Enterprise in Recent Times: The Case of America*, Huebsch, 1923. 翻訳はいずれも抄訳で、ソースタイン・ヴェブレン『アメリカ資本主義批判』、橋本勝彦訳、白楊社、1940年。ソースタイン・ヴェブレン「不在所有制」、油本豊吉訳、『駒沢大学経済学論集』第2巻第3号、1971年1月、61-94頁、第3巻第1号、1971年6月、120-144頁、第3巻第2号、1971年11月、121-145頁、第4巻第1号、1972年6月、112-132頁、第4巻第2号、1972年9月、169-183頁、第4巻第3号、1972年12月、115-131頁、および『横浜商大論集』第7巻第1号、1973年11月、78-101頁。なお、通常本書は、*Absentee Ownership* (『不在所有制』)と通称で呼ばれてきたので、本稿でもそうした慣行に従うことにする。

## 2. 所有権の起源

所有権とは、ある特定の主体がある特定の事物にかんして他の個人的・集合的主体の使用を排除する権利であって、……この定義にしたがえば、所有された事物とは、共同の領域から分離されたところの事物にほかならない。ところが、この特質は、宗教的な、もしくは神聖なすべての事物の特質である。……結局、所有権の起源はある種の宗教信仰の本質のなかにみいだされるはずだと仮定することができる。

——エミール・デュルケム<sup>12)</sup>

歴史貫通的に見た人間の経済活動とは、生存のために外界的自然に働きかけ、支配し、享受する活動である。ここで自然を支配するとは、自然を我が物とするということだから、必然的に「所有」という契機を孕まざるをえない。だが、こうした人間による自然の支配が「所有権」として現実のもととなり、認識されるときにはつねに排他性を含意している。すなわち、私たち各々が「私のもの」と「あなたのもの」という対立関係において向き合っているのであり、特殊歴史的な社会制度のもとにおかれていることを意味する。法社会学者川島武宜のことはばを借りれば、「所有権が現実化するためには、……所有の私的性質が社会的モメントによって媒介されねばならない」<sup>13)</sup>のである。

にもかかわらず、通常、経済学で所有権の歴史的 성격が問われることはない。そこでは「私的所有権」は理論の前提であり、その意味や起源

---

12) É・デュルケム『社会学講義』、宮島喬・川喜多喬訳、みすず書房、1974年、182-3頁。

13) 川島武宜『所有権法の理論』、1947年、『川島武宜著作集』第7巻、岩波書店、1981年所収、17頁。



が問われることはない。もっとも、このことに理由がないわけではない。というのも、通常の経済学が対象とするのは市場経済、商品交換経済であり、そこでは各経済主体がはじめから商品の所有主体として対峙し、互いの所有物を交換するかたちで経済が営まれるからである。いま一度川島のことばを借りれば、「所有権を独立のものとしてつくりだす根本的のモメントは、生産における人・家族等の分裂と対立、すなわちひろい意味での分業である。分業と所有権とは同一のことを表現している」<sup>14)</sup>のである。

個人の交換性向から出発して分業の進展を説明するアダム・スミスの『国富論』以来、経済学の伝統では、外界的自然の支配者＝所有主体である個人が商品交換（契約）を通じて社会を形成するという社会観が当たり前のものとされてきた。こうした論理構成をとるかぎり、私的所有権は自明の前提であり、その起源が問われることはない。だが、本来、私的所有権が人と人との関係性の中から生まれる社会制度であるなら、それは特殊歴史的な性格を帯びざるをえない。にもかかわらず、私たちはその存続をあたかも普遍的な自然法則であるかのように錯覚しまう。もしこうした錯覚が現実の社会において問題を引き起こしているなら、いま一度その起源を問うことには大きな意味がある。

19世紀末の1898年から1899年にかけて、T・ヴェブレンは、主著『有閑階級の理論』（1899年）へと結実する一連の論考を『アメリカ社会学雑誌』第4巻に発表した<sup>15)</sup>。以下、ここでは「所有権の起源」（“The Beginnings of Ownership”）と題された彼の論文を参考に、外界のものに

14) 川島, 前掲書, 同。

15) Veblen, Thorstein B., “The Instinct of Workmanship and the Irksomeness of Labor”, *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 2 (September 1898), pp. 187-201. “The Beginnings of Ownership”, *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 3 (November 1898), pp. 352-365. “The Barbarian Status of Women”, *American Journal of Sociology*, Vol. 4, No. 4 (January 1899), pp. 503-514.

対する排他的な権利として現実化する所有権という社会制度の意味について考察していきたい。

論文の冒頭、ヴェブレンは、正統派の経済理論が無反省に所有権の正統的な基礎とみなしてきたものに所有者の生産的労働があるという。すなわち、この理論では、なんらかの有益なものを生み出した人こそがそれを所有し享受すべき権利があるとされ、そのこと自体は疑う余地のない自明の前提とみなされる。しかもこうした公理が共有されるのは、正統派＝古典派経済学者の間においてのみならず、彼らを批判する社会主義の経済学者たちについてもそうであるという。なぜなら、労働を所有の根拠と認めることは、資本家による労働者の搾取を批判する根拠ともなるからである。

もちろん、所有権と財産の起源に関する経済学者たちの考え方は、彼らにオリジナルなものではない。ヴェブレンによれば、それは古くからの「自然権」(Natural Rights)と「自然の秩序」(Order of Nature)という先入観にもとづいて構築されたものである。ここでヴェブレンは直接言及していないが、自然権思想の先入観とはジョン・ロックの議論を指していることは間違いない。財産の所有についてのロックの思想は彼の『統治二論』の有名な箇所にはほぼすべて表現されている。

「たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自分自身の<sup>プロパティ</sup>身体に対する固有権をもつ。これについては、本人以外の誰もいかなる権利も持たない。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言ってよい。従って、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取りだすものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何ものかを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。それは、自然が設定した状態から彼に

よって取りだされたものであるから、それには、彼の労働によって、他人の共有権を排除する何かが付与されたことになる。というのは、この労働は労働した人間の疑いえない所有物であって、少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には、ひとたび労働が付け加えられたものに対する権利を、彼以外の誰ももつことはできないからである。』<sup>16)</sup>

ロックの主張を要約すれば、孤立した自己充足的な個人の身体とそれを創造的に用いた活動こそが排他的所有権を基礎づけるというもので、「労働所有権論」<sup>17)</sup>と呼ぶ。だが、ヴェブレンにとってこうした論の運びは決して満足できるものではない。なぜならこの議論ではある重要な事実が見過ごされているからである。ヴェブレンによれば、そもそも現実には、孤立した自己充足的個人など存在しない。生産活動が独力でなされると考えるのは明らかに事実に反している。実際、あらゆる生産活動は共同体の中でその助けを借りてなされるほかないし、あらゆる富は唯一社会の中においてのみ存在する。

ここでヴェブレンが生産活動の社会的性格を強調していることは重要である。なぜなら、ヴェブレンの言を俟つまでもなく、人間のあらゆる生産活動は、産業コミュニティで共有されるストックの助けを借りてはじめて実現するものだからである。もちろん、ここでヴェブレンが強調する共有ストックとは、道具や機械設備などの物質的なものに限られない。むしろ重要なのは共同体内で共有され伝達されてきた技術的な知識

---

16) ジョン・ロック『完訳 統治ニ論』、加藤節訳、岩波文庫、2010年（原書初版1690年）、326頁。

17) 「労働所有権論」については、Ellerman, David P., "On the Labor Theory of Property", *The Philosophical Forum*, Vol. 16, No. 4, Summer 1985, pp. 293-326, もあわせて参照した。

である。知識こそは人間の集団＝共同体のなかに蓄積されるものであり、そこを離れては存在しえない。これはヴェブレンの仕事全体を通じていえることだが、彼の議論では共同体内に共有される知識のような「コモンズ」(Commons)が決定的に重要な位置を占めている。後述するように、このことが21世紀の今なお、ヴェブレンを読むことの意義につながっている。

話を戻そう。排他的所有権を自立的な個人の生産的労働によって基礎づけ、所有をあくまで個人的なものに還元しようとする議論は、はじめから重大な過ちを犯している。では、排他的所有権の起源はどこに求められるというのか。たとえば、ヴェブレンより1歳年少でフランス社会学の創始者エミール・デュルケムは、本節冒頭の引用にあるように、それを宗教的タブーに見出す。

デュルケムによれば、「タブーとは、ある対象物を聖なるものとして、神事の領域に属するものとして遠ざけることにほかならない」<sup>18)</sup>。こうしてタブーによってあるものが神聖化されることでそこに排他的な所有権が生じる。その際、重要なのは、「占有された事物を所有権者以外のすべての主体から隔離するあの一種の宗教的性格というものは、人間的人格ではなく、もともと事物そのもののうちに宿っていた」<sup>19)</sup>ということだ。かくして、「人間に所有権が内在していて、そこからこれが事物に下降したのではなく、所有権がほんらい宿っていたのは事物のなかであって、この事物から発して人間へとさかのぼっていく」<sup>20)</sup>と考えられる。ここでは、所有権の起源を個人の身体と生産的労働に求める自然権思想の労働所有権論とはまったく異なる基礎づけがなされるのだ。

それにしても物に宗教的性格が、その結果、所有権が宿るとはいかな

---

18) デュルケム、前掲書、183頁。

19) 同、200頁。

20) 同、199頁。

る意味だろうか。

注意すべきは、デュルケムが神を社会という集合体の表象としてとらえている点である。確かに、宗教は現実の物理的世界の事物をありのままに表現してはいない。しかしだからといってそれが現実に対応物をもたない幻影というわけでもない。デュルケムによれば、宗教が象徴的な形式のもとに表現しているものは社会的欲求や集合的関心である。「宗教とは、社会が自己自身とその歴史を意識する原初形式にほかならない」<sup>21)</sup>。

暗い明るい、熱い冷たい、固い柔らかいといった私たちの感覚が外界にある自然の事物の認識に関わるように、宗教は社会秩序の中にある事物、デュルケム社会学に独自の概念を使えば「社会的事実」<sup>22)</sup>の認識において同様の役割を担う。デュルケムが所有権の根底に宗教を見いだすということは、そこに宗教が隠喩的に表現している社会的現実を見いだすということと同じである。所有権はその起源において集合的なものであること、つまりそれは集合体による所有、「共同体所有」として始まるということだ<sup>23)</sup>。

---

21) 同, 201頁。

22) デュルケム『社会学的方法の規準』岩波文庫, 宮島喬訳, 1978年(原書初版は1895年)参照。本書でデュルケムは「社会的事実」を次のように定義し、あたかも物であるかのように考察する必要性を説く。「社会的事実とは、個人のうち外部的な拘束をおよぼすことができ、さらにいえば、固有の存在をもちながら所与の社会の範囲内に一般にひろがり、その個人的な表現物からは独立している固定的、非固定的ないっさいの行動様式のことである」(69頁)。

23) デュルケムはまた次のようにいう。「神とは、物質の形態の下に具現され、実体化された集合的諸力にほかならない。根本において、信者たちの崇拝しているものは社会であり、神の人間に対する優越性は、集団のその成員に対するそれにほかならない。始原の神々は、集合体の象徴として用いられた具体的対象であったし、それゆえ、それらは集合体の表象となった。この表象たることの結果として、神々は、社会がその成員諸個人から喚起するところの尊敬の感情のなかに入りこんでいった。ここから、社会の神格化が生じたのである」(202-3頁)。

こうしてデュルケムは所有権が自然権思想に反して共同体所有として始まることを明らかにした。では、自然権思想およびその前提を無批判に受け入れた正統派経済学を批判し、現実の生産活動の集会的、共同体の性格を重視したヴェブレンはどうだろうか。

「民族学の側面から問題を取り上げてきた幾人かの著述家たちは、その制度（所有権のこと…【引用者注】）が諸個人による武器や装飾品の慣習的な使用にまで遡ることができると主張する。別の著述家たちは、所有権の起源を所与の土地の社会集団による占有に見いだした。すなわち、社会集団は侵入者を強制的に土地から排斥し、このようなやり方でそれを『所有する』にいたったのだと。後者の仮説は、土地の集会的所有を集団による略奪行為か、あるいはまた腕力による保有において基礎づけている。それゆえ、所有権の基礎を生産的労働におく見解とは根本的に異なっている」<sup>24)</sup>。

ここで、デュルケム同様ヴェブレンもまた、民族学的視点に立って所有権についての考察を深めていく。ヴェブレンは二つの見解を提示しているが、後者の集会的所有についての見解が従来の労働に基礎をおく所有権概念とは明らかに異なるものであることは、ヴェブレン自身が述べている通りである。では前者の見解はどうだろうか。

ヴェブレンによれば、所有権を武器や装飾品の慣習的な消費の副産物とみる見解が、個人による物の排他的使用という意味では、限定された形ではあれ労働所有権論を支持しているように見えるのは確かである。だが、それは、私たちがあらかじめもつ先入観から、未開社会のなかにそうした関係性を読み込んでいるからに過ぎない。重要なのは、未開社

---

24) Veblen, "The Beginnings of Ownership", p. 354.

会の野蛮人の思考に寄り添うこと、実際に彼らがそうした行為をどのように考えていたかを理解することである。そして、ヴェブレンは、未開社会の慣習的消費に排他的な私的所有権の起源を読み込むことは不可能であるという。

ヴェブレンによれば、未開社会の人びとの思考習慣と近代以降の社会に生きる人びとのそれとはずいぶん違う。未開社会の人びとにとって、外部に現われた力はすべてある主体の意図が表現されたものである。ここでは、物=客体と人=主体とが画然と切り離されるわけではなく、物には人格が浸透するものとみなされる。それゆえ、各個人と彼が影響を与える外部の物との関係は、所有権で考えられるよりもずっと親密なものとなる。所有権という概念ではあまりに外在的で無色透明すぎて、とても事実を描くことはできない。

何しろ未開の人びとにとっては、個人の内と外との境界がかなり広く曖昧で、近代の生物学が認識するものとはまるで一致していない。私たちの常識では、物は主体の外部に、主体と切り離されて客観的に存在しているはずだが、未開人の思考では、主体の人格の一部として、主体と有機的關係にあるものとみなされる。たとえば、私の影、水面に映る姿、名前、固有のタトゥーやトーテム、一瞥、吐息、手形・足跡、イメージ、爪屑、汚物・吐瀉物、頭髮の切屑、装飾品やお守り、日常の衣服、お気に入りへの武器、等々、これらすべてが私の人格が浸透した私自身の部分なのだ。あたかも私の手足、脈拍、消化作用、体温、唇や脳の動きがそうであるかのように。つまり、ここでは、私の生物学的な身体が、必ずしも私の境界になるとは限らないのだ。

では、私とのこうした有機的關係の外におかれた物はどうなるのか。ここで重要なことは、そうした物が私に所有される客体とはけっしてならないということである。ヴェブレンによれば、「こうした有機的關係と所有権とは選択肢として代替關係にあるわけではない」<sup>25)</sup>。私との有機

的關係の外にある物は、私の所有物ではなく、共同で利用される「共同体のコモン・ストック」<sup>26)</sup>となるのだ。しかも、ここでのコモン・ストックに関していえば、個人による所有にせよ共同での所有にせよ、所有権という概念を適用することはできないという。なぜなら、所有権とは、本来、物に対して排他的に利用する権利、自由に処分する権利を意味し、こうした思考習慣は未開社会にはないからである。

一方、所有権という概念が浸透するようになると、事態は思わぬ展開をみせる。ある人にとって、彼の人格が浸透した有機的關係にあるものが、まったく別の人によって所有されるという事態が生じるのだ。たとえば、奴隷と有機的關係にある日常的な用具が、家長によって所有されるといったように。「(a)人格の延長にあるものと、(b)所有されるものという二つのカテゴリーはけっして一致することがない」<sup>27)</sup>。だからこそ、同一のものが、見方を変えれば、別々の主体、奴隷と主人それぞれに属するという事態も生じうるのだ。

もちろん、この場合、道具を利用する奴隷には、それを処分する権利もなければ、その利用によって収益をあげる権利もない。一方、その道具を排他的に所有する主人には、単にその物に対する権利だけでなく、奴隷がそのものをどう利用するかを指図する権利も与えられる（物に対する支配から人に対する支配へ）。だとすれば、所有権という概念は、そもそもの出発点から「不在所有」という契機を孕むものだといえないだろうか。

それはともかく、こうして二つの概念がまったく別ものであるということがわかれば、一方を他方からの派生、発展とみなすことはできない。未開社会の慣習的な消費から自然権思想が想定するような所有権が生じ

---

25) 同, p. 357。

26) 同, p. 358。

27) 同。



るということはありません。では、ヴェブレンは、所有権の起源をどこに見いだすのか。

社会契約論のような自然権思想が描く仮説的な歴史ではなく、現実の歴史を振り返れば、ある慣行的、文化的事実に行き当たるのだとヴェブレンはいう。すなわち、産業に従事する人びと、実際に労働する人びとはけっしてその成果の所有を許されなかったという事実、裏を返せば、所有者はけっして労働することがなかったという事実である。

ここで野蛮時代の文化 (barbarian culture) にまで遡って、財産所有の根拠を探ったヴェブレンが見いだすのは、労働ではなく「武勇」(prowess) である。野蛮文化を通じて、共同体の人口は従事する職業にもとづいて大きく二つの経済的階級に分かれていたという。一方は、産業的職業に従事する人びとであり、他方は、非産業的な職業(戦闘、統治、スポーツ、宗教的職務)に従事する人びとである。野蛮文化の初期段階において、自ら物を生産する前者が何も所有できないのに対し、他者から略奪してくる後者は自ら獲得したか、相続したものを所有することができた。

だが、さらに時代を遡って原始未開集団 (primitive savage horde) まで行くと、このような経済的階級への分化はいまだ起こっておらず、そこでは所有権もまた存在しなかった。ヴェブレンによれば、職業が英雄的行為 (exploit) と単調でつまらない仕事 (drudgery) とに分化し、優劣をめぐって両者の間で妬みを引き起こさせるような差別化が存在しない共同体では、財産権も存在しない。共同体において英雄的行為の規準 (canon of exploit) が生じる以前に、所有権が始まるということはありません。つまり、共同体が原始未開の段階から野蛮の段階へ、平和愛好的な生活習慣が支配する状態から略奪的な生活習慣が支配する状態へと変化するのに歩調を合わせて、所有権という制度が誕生した、こうヴェブレンはいうのだ。

こうして所有権の起源をめぐるヴェブレンの探求は、共同体における産業的職業と非産業的（＝略奪的）職業との差別的な分化、後者の優越的な地位の確立という議論へと至る。さらに両者の区別は、他者から獲得されるものが金銭的なものに移れば、「産業」(industry)と「営利事業」(business)、「ものづくり」と「金儲け」という、ヴェブレンのよく知られた二分法的対立の図式となる。

所有権の起源においてすでに萌芽的に見られたこうした対立は何を意味するだろうか。自然権思想の労働所有権論では、労働を通じて所有主体と客体とが直接結びついているのに対し、所有主体がはじめから産業的職業から免除されているというヴェブレンの議論では、もはやこうした結びつきは望むべくもない。だとすれば、排他的な私的所有権の確立が生産性の上昇と結びついて共同体全体の福祉を向上させるという正統派経済学にお馴染みの議論は必ずしも成立を保証されない。むしろ、もともと略奪的行為に起源をもつように、所有権をめぐる争いが産業とは無関係な金銭的利得の獲得を目的になされるようになると、共同社会の福祉とはかけ離れた、むしろそれを犠牲にした帰結をもたらしかねない。19世紀末、ヴェブレンの目に映った社会の現実をはるかにこちらに近かったといえよう。

次節で詳しく述べるが、19世紀末に登場した巨大株式会社がやがて経済の中心になるにつれて、市場構造は従来の小規模個人企業中心のあり方から大きく変化した。それと呼応するように、財産権の概念も物権中心から債権中心へと根本的な変容を蒙る<sup>28)</sup>。ヴェブレンのいう「新秩序」(New Order)の登場である。ヴェブレンは次のようにいう。

「現在、物質的利害や感情にみる裂け目は、いつもの空論家の常套句にあるように、所有者と非所有者との間というよりも、むしろ個人として自ら使用できる以上のものを所有する者と、所有する以上

のものを差迫って必要とする者との間に生じている。いまや問われているのは所有権そのものではなく、不在所有権なのだ。『社会主義』や『反社会主義』といった標準的な語り口は、経済的諸力の新しいつながりを前にしては陳腐である。問われているのは、所得分配における公平性の問題でなく、生産的産業に対する全面的かつ細部にわたった不在者管理の適切性の問題なのである。』<sup>29)</sup>

もちろん、このようなヴェブレンの指摘が所有権をめぐるマルクスの議論をすべて無効にするわけではない。私的所有権の歴史性に自覚的であったマルクスは、19世紀の資本主義の進展が生産の社会化をいっそう強めている現実を前にして、私的所有の二重の否定、「否定の否定」を語る。だが、こうした二重の否定が単純に私的所有を再建するのでも、だからといって私的所有を通じた個人化の契機をまったく無視した共同所有が実現するのでもないことにマルクスは気づいていた。

「資本制的生産様式から生まれた資本制的な所有化の形式である資本制的な私的所有は、自分自身の労働に依拠していた、それまでの個人的な私的所有に対する最初の否定である。しかし、資本制的生

- 
- 28) 19世紀末転換期のアメリカ経済社会の変化についてはスクラーの次の著作を参照。Sklar, Martin J., *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890-1916*, Cambridge University Press, 1988. また、資本主義経済の発展にともなう近代的所有権の変容と衰退を、債権の役割が変化し、物権に対して優越的地位を占めてくる過程として論じたものに、我妻栄『近代法における債権の優越的地位』有斐閣、1953年、がある。この我妻の議論を証券化の進んだバブル崩壊後の日本の現実のなかで再評価したものに、内田貴「失われた10年」と民法教科書『UP』2004年2月号、東京大学出版会、1-7頁、がある。内田の論考は、小論ながら、本論考の執筆に際し大いに参考となった。
- 29) Veblen, *Absentee Ownership*, p. 9, 訳9頁 (以下、便宜上、書籍として出版されている橋本訳のみの頁数を示す)。本稿の訳文は、橋本訳、油本訳ともに参考にしつつ、筆者の文体にあわせて改訳した。

産は、自然過程と同じ必然性によって自己自身の否定を生み出す。これは否定の否定である。この否定は私的所有を再び立て直すことはしないが、資本制の時代の成果を基盤として個人的所有を作り出す。すなわち、共同作業と土地の共同所有、また労働を通じて生み出された生産手段の共同所有によって、個人所有を生み出す。<sup>30)</sup>

かつて平田清明は、ここでのマルクスの議論からヒントを得て独自の「個体的所有論」を展開した。いまその当否を詳しく問うつもりはない。平田の議論の要諦は、「私的」(private)と「個体的」(individual)という二つの概念を明確に区別したことである。平田によれば、「私的とは直接には個人的あるいは個体的ということの意味しない。それはよそから奪ってきた、あるいは、奪われてきた物、さらに、奪うという行為を、指す形容詞なのである」<sup>31)</sup>。にもかかわらず、両者の関係性は深い。なぜなら、本来共同体的、集団的存在である人間を個別化したものが「個人」であるとするなら、個別化する契機となるのは、私的に獲得したものを私的に交換する過程だからである。「したがって『私的』所有と『個人』とは発生をともにしている」<sup>32)</sup>。

平田のいうように「私的」と「個体的」とが区別されうるのだとしたら、「共同作業と土地の共同所有、また労働を通じて生み出された生産手段の共同所有によって、個人所有を生み出す」という先のマルクスのことばは、社会主義体制が崩壊したいまなお、いやいまだからこそ未来社会の構想として意味をなす。なぜなら、あたかも「社会的生産有機体」と呼びうるような、分業が発達し、生産の社会的性格が著しく高まった

---

30) カール・マルクス『資本論』第1巻下(『マルクス・コレクション』V)、今村仁司・三島憲一・鈴木直訳、筑摩書房、2005年、574-5頁。

31) 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、1969年、80頁。

32) 平田、前掲書、136頁。

市民社会にあつて、私たちは私的＝排他的な所有者、私人としてではなく、排他的ではない個体的な所有者、個人として生きていく可能性があるからである。平田のいう所有とは、「我が物」とすること、自分の物として獲得することであり、それを通じての自己の獲得である<sup>33)</sup>。こうして、勤労者の個体的所有が再建される社会として、資本主義社会に代わるオルタナティブな社会が構想されるのだ。

ここで重要なことは、私的所有権が特殊歴史的な社会制度であること、それゆえ、歴史を通じた人と人との関係性の変化、社会の変化に応じて変わっていかざるをえないこと、これを認識することである。

従来、経済学の議論は、商品所有者である各個人が市場において対峙し、契約（交換）を通じて結びつくという構図で社会をとらえてきた。繰り返しになるが、この場合、私的所有権、それを基礎づける労働所有権論は当たり前の前提とされる。こうした19世紀的市場社会観を共有しながら、資本主義（反社会主義）と社会主義（反資本主義）が所有をめぐる対立してきた。私的所有権の正当性をめぐって、「持つもの」による「持たざるもの」の搾取、「持つもの」の自由が「持たざるもの」の犠牲の上に成り立っていることの不正義が告発されてきたのである。

だが、市場社会そのものが19世紀的なあり方から姿を変えれば、議論はおのずと変化せざるをえない。上に引いたように、こうした変化に敏感に反応したヴェブレンは、もはや問題の本質は所有権そのものにないと。節をあらためて見ていくことにしよう。

---

33) 平田、前掲書、138頁。平田によれば、「個体的所有という人類史的範疇を、忘却の荒野からよびおこし、基礎的な理論範疇として再獲得したわれわれは、今ここにおいて、所有とは生産・交通・消費における自己獲得にほかならぬことを、再確認しなければならない」（108頁）。

### 3. 経済社会の「新秩序」と「不在所有制」

昨今、不在所有制は文明諸国民の生活の大方を直接支配するにいたった。不在所有制は、文明諸国民の間で最大の争点となっており、国内外の政策一般を導いている。第1次世界大戦は不在所有者間の利害衝突から生じだし、講和の交渉は彼らの対立を鎮めるといふ観点からなされたのである。

——ソースティン・ヴェブレン<sup>34)</sup>

上に引いた文章は、ヴェブレンの『不在所有制』の冒頭部分である。60代半ばのヴェブレンが自身最後の著書のタイトルに選んだこの「不在所有制」という概念は、ヴェブレンにとって20世紀の経済社会の本質を理解するうえでなくてはならないものであった。ヴェブレンの経済社会分析がいまなお有効性をもっているなら（筆者自身はそう考えている）、21世紀の現代においても依然そうであろう。

「不在所有制」と聞いて私たちが真っ先に思い浮かべるのは、封建時代の大地主ではないだろうか。確かに、封建時代には洋の東西を問わず、大地主たちが不在所有者として絶大なる権力を誇っていた。封建制の固定的秩序にあっては、多くの人民が不在者の権力の前に困窮を余儀なくされたというのが実情であろう。もっといえば、前節ですでに述べたように、不在所有制の萌芽であれば野蛮時代の略奪的文化にまで遡ることができるのだ。だが、ヴェブレンの分析の主たる関心は封建社会ではなく、同時代の資本制社会であり、不在所有の対象は、農地や林野といった自然資産の所有に限られるものではなかった。いや、むしろ19世紀を通じた経済社会の質的変容が「不在所有制」という概念に、新たなより

---

34) Veblen, *Absentee Ownership*, p. 3. 訳3頁。

いっそう重要な役回りを要請したのである。

前節では、所有権の起源をめぐって、デュルケム、ヴェブレン、マルクスという3人の偉大な社会科学者の主張を整理した。それぞれの議論は細かな点では必ずしも一致しないが、3者に共通するのは、19世紀を通じた社会経済の変化が近代的所有権とそれを基礎にした市場社会観に再考を促しているという認識であった。では、何がどう変わったのか。たとえばヴェブレンは、19世紀末に登場してくる新しい経済社会のあり方をそのものずばり「新秩序」と呼んだ。では、それは旧来の秩序とどうちがうのだろうか。

従来、ヴェブレンは、近代以降の欧米社会を「手工業時代」と「機械時代」という二つの対照的な時代として描いてきたが、『不在所有制』では、前者から後者への以降期として新しく「自由競争の時代」が加えられる<sup>35)</sup>。ただし、いかように歴史を区分したとしても、その根底には、人間の生得的性向それ自体は新石器時代よりこの方大きく変化するものではないという人間観が横たわっている。この万古不易の人間本性を基礎に法律や慣習が第二の自然として形成されるが、時代を通じて変化していくのはこちらの方である。その際、法律や慣習の変化に大きく与るのが物質的条件 (material circumstances) だとヴェブレンはいう<sup>36)</sup>。まず、それぞれの時代をヴェブレンがどう特徴づけているか見ていこう。

ヴェブレンは、近代的所有権とナショナリズムという二つの制度が近代の欧米社会を特徴づけていると指摘するが、それらを生み出すにはある物質的条件が必要であったという。その物質的条件とは産業技術の変化であり、そうした変化は手工業の成長と小商業の発展に結実する。そ

---

35) 稲上毅『ヴェブレンとその時代』新曜社、2013年、559頁、参照。稲上のヴェブレン伝は、ヴェブレンの全生涯、全著作を網羅的に扱っており、現在日本語で書かれたヴェブレン評伝のなかではもっとも体系的な著作である。

36) Veblen, *Absentee Ownership*, pp. 41-2, 訳40頁。

して、産業技術を変化させ、封建社会から近代社会へ移行する原動力となったのは、不在者権力から解放された都市に集う「独立人」(Masterless Man)<sup>37)</sup>であった。彼らは、身分制的差別にとらわれず、独力で生計を立てようとしたのであり、封建時代に見られたような不在者的要求を拒絶した。この時代の独立人の経験が所有権を「自然権」とみなす常識的観念、すなわち労働の成果を自ら保有し、自由に処分することができるという思想(労働所有権論)を生み出したのであり、実際、彼らは自らの生産物を市場で自由に売買することを通じて、小規模な商業を発展させていったのだとヴェブレンはいう。

だが、皮肉なことだが、商業が旅回りの行商人のような規模を超えて発展してくると、一度は脱したはずの不在所有権が再び登場してくるという。しかも、こうした所有権が自己の生産的労働に基礎をおく自然権として正当化されることになる。封建時代にそうであったように、元来、不在所有権とは慣習的権利であって、ただ同然で何かを手に入れることができる「既得権益」(Vested Interest)に根拠を持つものである。このことは、もちろん手工業時代においても何ら変わらない。だが、一度自然権思想をくぐったこの時代には、本来不在所有権を根拠づけてきた慣習的権利という性格が見失われることになる。

ともあれ、まず手工業時代に不在所有が復活してくるメカニズムについて見てみよう。

通常、手工業の発展は社会的分業の広まりと深まりと表裏の関係にあるのだから、それに付随して、それと歩調を合わすように商業が発達するのは自然の成り行きである。初期のこの段階で不在所有者、つまり産業的活動に携らない所有者が登場してくることはない。商人は売り捌く商品に直に接し、「自らの足で」それを運ぶといったかたちで、もっぱ

---

37) Veblen, 同, p. 44, 訳42頁。



ら産業的活動に従事する。だが、商業が商人自ら生産物を媒介するという段階を超えて拡大するようになると事態は大きく変化する。

事業規模の拡大にともなって、契約書を作成したり、金銭勘定をしたりといった事業を間接的に管理する仕事が増加する。その結果、商人はますます直接の商品売買の現場から切り離され、あたかも利潤を求めて事業を管理するだけの不在投資家のような存在になる。この段階にいたると、商業はもはや「産業的職業」(industrial occupation)というよりも「営利企業」(business enterprise)という性格を強く帯びるようになる。もっとも、そうはいつでも、この時代に著しい成長を遂げる冒険的大商人といえども、商品取引や生産的産業とまったく接触をもたないということはありません。

以上見てきたように、ヴェブレンによれば、最初に利潤のための投資が生まれ、不在所有制が発達するのは商業取引である。もっとも、投資対象はいつまでも商業にとどまっているわけではない。それはやがて産業設備や原材料、労働者の雇用といった本来の産業活動そのものへと移っていく。こうしていよいよ不在所有制がはっきりとした形をとるようになるのは、手工業時代が終わりを告げ、機械産業と工場制への移行が進む時期である。「手工業時代には、不在所有制はいまだ付随的、偶発的特徴にすぎなかった」<sup>38)</sup>のだ。

ヴェブレンによれば、アダム・スミスの時代はちょうど手工業時代の終末期にあたる。この時代、いまだ投資される富は所有者の生産的活動によって生み出され、節約されたものである。当然、富の所有者は直接生産活動の指揮にあたっていた。つまり、富の所有者が才覚を働かせ、自らの財産を生産的に投資することで新たな富を生み出していた時代、私益の追及が公益の実現と何ら矛盾することなく調和した幸福な時代で

---

38) Veblen, 同, p. 56, 訳55頁。

あった。

スミスの生きた時代が手工業と小商業の時代の最後にあたるとうると、来るべき新しい時代は機械産業と営利企業の時代である。そこでは、産業経営は営利原則にもとづくようになり、所有者たちはもはや直接産業活動へ従事することがなくなる。こうして不在所有が全面化する。18世紀の第4四半期以後、徐々にこうした新しい時代への移行が始まるが、それは、「もの作りの産業」(industry)と「金儲けの営利事業」(business)との分離がいつそう進む時代である。イギリスではちょうど19世紀半ばまで（アメリカはさらに四半世紀先）がその移行期にあたり、ヴェブレンはこの60～80年間続いた時代を「自由競争の時代」と呼んだ。

この過渡期の時代に登場し、社会の中で大きな影響力をもったのが「産業の将帥」(Captain of Industry)であった。ヴェブレンによればこの産業の将帥もまた一つの社会制度である<sup>39)</sup>。それが社会の中で支配的地位を占めるようになるのは、産業革命がもたらした機械過程を新しい産業技術として利用することで生産力を高め競争に打ち勝った結果であった。だが、やがて競争の中心が産業から金融へと移行するにつれ、株式会社という営利企業のための新しい制度が登場するとともに、彼らは表舞台から消えていくことになる。

こうして『不在所有制』のヴェブレンが「手工業時代」と「機械時代」の間にわざわざ過渡期の「自由競争の時代」を置いて詳しく論じるのは、19世紀末に「新秩序」へと結実する機械時代の特徴を際立たせる狙いがあった。確かに、産業革命後の「自由競争の時代」にはすでに新しい産業技術としての機械が登場している。産業を所有し支配する方法として利潤のための投資が確立し、信用の使用が普及した結果、「もの作

---

39) 「産業の将帥もまた登場し、当時の一つの制度にまで成長した」(Veblen, 同, p. 70, 訳70頁)。「産業の将帥は19世紀の主要な制度の一つである」(同, p. 101, 訳104頁)。

りの産業」と「金儲けの営利事業」との分離も進んでいる。だが、この時代の中心は依然前者のもの作りのほうで、金銭的利得のためにももの作りそのものが犠牲にされることはない。いくら機械の導入によって生産力が高まったといっても、いまだそうした生産力が市場のキャパシティを大きく超えることはなく、価格を釣り上げるためにあえて生産設備を遊休させるような怠業 (sabotage) が行われることはなかった。産業の将帥の洞察力は、財貨の低廉かつ大量の生産にのみ向けられ、生産量の増大と生産費の引下げによって、利潤の獲得が目指されたのである。

だが、自由競争時代は、理念としてはさておき、現実の歴史の中では終焉を迎える。19世紀も第3四半期に入ると、「産業」(industry)の面では新しい重化学工業が基幹産業として登場してくるし、「営利事業」(business)の面では新しい会社制度として株式会社が勃興する。産業の将帥は、生産活動を通じて社会一般の幸福に寄与したかつての「産業的冒険者」(industrial adventurer)から、社会全体を犠牲にして不在所有者に奉仕する「株式会社の金融家」(corporation financier)へと根本的に性格を変えてしまった。もはや産業ではなく「営利事業の将帥」(captain of business)に成り果てたのである<sup>40)</sup>。

結局、①機械技術の飛躍的發展によって生産力が著しく増大したこと、②生産物のはげ口としての市場の拡大が限界に達し、①の要因と合わせて工業生産物の供給が需要をはるかに凌駕するようになってしまったこと、③株式会社証券への投資という形態をとった信用の利用が大規模になり、ますます増加しつつあったこと、これら3つの要因によって自由競争体制は終わりを告げる<sup>41)</sup>。

この転換期を通じて、「販売者精神」(salesmanship)が「製作者精神」

---

40) Veblen, 同, pp. 112-3, 訳117頁。

41) Veblen, 同, p. 79, 訳79頁。

(workmanship) に取って代わり、不在所有者のための「金儲けの営利事業」(business) が社会一般の福祉向上に資する「もの作りの産業」(industry) に優越するようになる。もの作りに役立つための金融から、金融のためのもの作りへと、両者の関係性の逆転が生じるのだ。機械時代に株式会社という新しい会社形態が出現してくるのは、まさにその象徴といえよう。

ヴェブレンによれば、株式会社とは、「産業上の一単位」(an industrial unit) ではない。それは、信用に依拠し、資金の資本化を通じて創造された「一つの営利事業体」(a business concern)、「不在所有の一つの結合態」(an incorporation of absentee ownership) である。株式会社の目的は「貸借対照表上にあらわれる純利益」を増加させること、そのことにつきる。金儲けが目的であって、財やサービスの生産はあくまでそのための手段に過ぎない。株式会社とは、産業上の装置でなく、「金銭的制度」(pecuniary institution) なのだ<sup>42)</sup>。

19世紀後半に株式会社が台頭してきた背景として従来多くの議論がなされてきたのは、大規模生産を遂行するための産業上の要請であった。確かに、鉄道敷設事業を典型として、こうした説明が必ずしも間違いではないことはヴェブレンも認める。しかしながら、株式会社はあくまで営利事業上の工夫であるから、こうした制度を生み出し、営利組織上の支配的形態としてきたインセンティブは、産業の側ではなく、営利事業の側に見出されなくてはならない。ヴェブレンによれば、株式会社が台頭させてきたのは、金銭的利得の獲得、投資に対する純収益率の増大といった金銭的インセンティブなのだ。

では、株式会社はどのような仕組みを持つ制度で、どのような効果をもたらしたのか。ヴェブレンの議論は、「株式会社金融」(corporate fi-

---

42) Veblen, 同, pp. 82-3, 訳82-4頁。

nance)の本質を見事に射抜いている。

「株式会社の本質と使用目的とを、株式会社という組織形態を発生させた初期の単純な営利事業の実践から考察するならば、大略次のようになろう。株式会社は一つの集会的信用取引から成立するものである。この信用取引を通じて、株主が提供する資金は、継続事業体 (going concern) としての株式会社に委託され、特定の制限下で、株主利益のために管理される。このように組織された株式会社は、それゆえ、その株主たちに対する債務の非人格的団体 (an impersonal corporation of liabilities to the stockholders) であり、この債務を (公式あるいは非公式に) 担保にした証券 (債務証券、典型的には社債) の発行によって、より以上の資本を獲得するであろう。この証券は一定率の所得を生み出すと同時に、会社資産に対する抵当権 (a lien on assets of the corporation) を構成するものである。発行済み証券は会社の資本総額を構成し、これらの証券によって生み出される一定率の所得は、会社収益に課される固定的経費である」<sup>43)</sup>。

株式会社制度の本質とは、会社資本の性格を、社会にとって有益な財・サービスを生み出す有形資産から、投資家 (株主) にとっての投資対象となる収益を生み出す無形資産へと変質させることで、社会から莫大な信用をかき集めることにある。不在所有者である株主にとって、会社は収益財に過ぎないのだから、何をどれだけどのように生産しようとも、収益さえ生み出してくればそれでよいのである。

ヴェブレンによれば、19世紀後半の株式会社金融の浸透により、信用

---

43) Veblen, 同, p. 90, 訳91-2頁。

が急速に膨張し、固定経費の負担をともなう資金（負債）の資本化が進む。通常、資本化の基礎になるのは事業から得られる予想収益力であるから、株式会社が高い収益力を維持するためには、財の生産量を制限し、価格を高い状態に吊り上げておく必要が生じる。

一方、この時代、産業技術はますます能率的になり、労働者一人あたりの生産能力を累積的に高めるようになった。もちろん、社会一般にとっては、生産効率が改善され、有用な財・サービスができるだけ多く、できるだけ安い価格で提供されるに越したことはない。だが、それでは株式会社に資金を提供している不在所有者たちを満足させることはできない。それゆえ、あくまで産業よりも営利事業が優先されるのであれば、財貨の価格を釣り上げるために、発達した生産力を縮小させるような営利事業のための<sup>サボタージュ</sup>怠業がなされる。すなわち、生産量削減のために生産設備が意図的に遊休化されるのだ。こうして販売者精神と生産における<sup>セールスマンシップ</sup>怠業とが<sup>サボタージュ</sup>営利事業体である株式会社を支える一対の支柱となる。

以上みてきたように、19世紀後半の株式会社の台頭は、もの作りの産業と金儲けの営利事業との対立を際立たせ、それ以前の自由競争時代までと比較して、経済社会のあり方を根本的に変えていくことになる。やがて19世紀末転換期のトラスト形成時代を起点として、アメリカでは営利事業と産業の「新秩序」が成立する。その新秩序においてもっとも重要な存在となるのは、ヴェブレン曰く、「ビッグ・ビジネス」である<sup>44)</sup>。

ここでビッグ・ビジネスとしてとくに注目されるのは「基幹産業」(key industries)である。新秩序では、基幹産業で直接利用される自然資源や産業設備の大部分が不在所有のもとに移され、既得権による支配のもと、いつでも生産抑制が可能ないように統制されている。しかも、アメリカの産業システムを一つの全体としてみた場合、すでにそれは基

---

44) Veblen, 同, p.211, 訳131頁。

幹産業における既得権によって支配され、程度の違いはあるが、こうした既得権の<sup>サボタージュ</sup>怠業に従属させられてしまっている（もっとも基幹産業において生産設備を遊休化させ、生産量を縮小させる怠業が、他の産業に波及し同様の怠業を生んでしまうのは、意図したものというより、むしろ派生的な結果に過ぎないのではあるが）。

ともあれ、株式会社の台頭について既に上で見たとおり、会社経営が不在所有者の利益に委ねられたとき、営利企業はつねに短期的な純収益の最大化を目指すのである。結果、信用が膨張するにもかかわらず、生産は抑制され、物的富は不足し、インフレーションが亢進する。生産の抑制の結果、失業率は高まり、高いインフレ率と相まって労働者階級はますます疲弊していく。これが新秩序において不在所有制が進んだ帰結である。もの作りの産業の立場から会社の、さらにいえば社会全体の長期的利益を考えた場合、まったく割に合わない結果が必然的に生じてしまうのだ。

#### 4. おわりに——共有資産の再コモンス化 (Commoning) をめざして

人間にたいして、神は世界を共有物として与えた。しかし、神は、世界を人間の利益になるように、また、そこから生活の最大限の便益を引き出すことができるように与えたのだから、神の意図が、世界をいつまでも共有物で未開拓のままにしておこうということにあったとは到底考えられない。

——ジョン・ロック<sup>45)</sup>

---

45) ジョン・ロック『完訳 統治二論』、加藤節訳、岩波文庫、2010年（原書初版1690年）、332頁。

共有地についての自由を信奉する共同体において、各人が自らの最善の利益を追求しているとき、破滅こそが、全員の突き進む目的地なのである。共有地における自由は、すべての者に破滅をもたらす。

——ギャレット・ハーディン<sup>46)</sup>

「はじめに」ですでに述べたとおり、1980年代以降に世界経済で起きた構造変化は、経済の金融化を極端なかたちで押し進めてきた。その帰結が、経済危機であり、社会危機であり、そして自然環境危機であった。本稿では、この流れを相対化すべく20世紀初頭のアメリカの経済学者T・ヴェブレンの議論、とくにその所有権理論について整理してきた。

世界経済の金融化の流れのなかで1990年代以降とくに顕著になってきたのが、証券化・流動化と呼ばれる動きである。サブプライム・ローンと呼ばれたアメリカの低所得者向け住宅ローンはその典型といえよう。実際の証券化には高度な金融技術がもちいられているが、その機能を端的に整理すれば、「資産をそれが生み出す収益によって評価し、それに対する投資を媒介するための制度とすることができる」。それゆえ、「証券化において用いられる思考は、まさに担保である」<sup>47)</sup>。

だとすれば、証券化にあたってとられる複雑な手続きを別にすれば、21世紀のいま起こっていることは決して目新しいことではない。19世紀後半、株式会社への投資を促すために、会社資産の収益力をもとに資本化がなされ、証券が発行されるようになったことは前節で見た通りだが、

---

46) Hardin, Garrett, "The Tragedy of the Commons", *Science*, Vol. 162, December 13 1968, p. 1244. 桜井徹訳, 「共有地の悲劇」, シュレーダー=フレチェット編『環境の倫理』下, 京都生命倫理研究会訳, 晃洋書房, 1993年, 所収, 452頁。

47) 内田貴「失われた10年」と民法教科書」『UP』2004年2月号, 東京大学出版会, 4頁。



仕組みはそれと同じである。20世紀初頭のアメリカで、ヴェブレンが「新秩序」と名付け危惧していた事態、社会全体の福祉向上を目指す「もの作りの産業」が不在所有者の利益だけを目的とした「金儲けの営利事業」に凌駕される事態が、いまや世界的規模で生じているのである。

1980年代以降、世界経済の構造変化をリードしたのは新自由主義的改革であった。それをひとことで要約すれば、社会の中で市場の規律を貫徹させること、そのために規制緩和と民営化（privatization）を推し進めることであった。かつてジョン・ロックが共有地を改良の加えられていない荒蕪地とみなしたように、正統派経済学の伝統では、誰のものでもない共有物は改良されるべき対象であり、そのためには私有化されることが前提であった。さもないとすれば「共有地の悲劇」（G・ハーディン）を招いてしまうというのだ。

だが、こうした共有物を「我が物」とする改革は、かえって事態を悪化させてしまう。問題の本質は排他的な私的所有権をどう捉えるかということにある。私的所有権を確立することが市場の働きを通じて社会全体の公益につながるという発想は、19世紀の「自由競争の時代」に由来するものである。だが、すでに経済社会は根本的に変化してしまった。「産業の将帥」は経済の表舞台からとつくに引退したのだ。ヴェブレンが正しく指摘したように、19世紀末転換期以降、所有権の問題として問われるべきは、所有・非所有の問題ではなく、不在所有の問題である。自然権思想にならって私的所有権を生産的労働で基礎づけるとき、見失われてしまったのは、所有権の起源に関する別の事実、私的所有権がそもそも慣習的に与えられた既得権益に由来するという事実である。

本来、人間の経済活動の目的は社会全体の福祉を向上させること、もう少し踏み込んでいえば、人々のニーズを満たすために限られた資源を効率的に利用して財・サービスを生産することにある。人間の経済活動の歴史貫通的な使用価値の側面、ヴェブレンのことばでいえば、「もの

作りの産業」の側面である。一方で、こうした経済活動の大部分は、現在、市場によって媒介されている。だとすれば、私たちの福祉を向上させる財・サービスは市場で売り買いされる商品という形をとらざるをえない。現代の経済活動が、交換価値の側面、「金儲けの営利事業」の側面と不可分であることもまた事実なのである。

重要なことは、両者のバランスを正常に保つこと、交換価値の側面（ビジネス）が使用価値の側面（産業）に優越することがないようにすることである。私たちの社会の福祉が私たちの社会の生産力にあるとするなら、その基礎となるのは「産業技術の状態」(the state of the industrial arts)<sup>48)</sup>である。ヴェブレンによれば、産業技術の状態とは過去から蓄積されてきた知識に依存するものであり、こうした知識は社会の共有資産である。

1980年代以降のプライバタイゼーションの進行は、多くの共有資産（コモンズ）を私化し、不在所有者の支配のもとに移してきた。国営・公営企業の民営化はもとより、大気や水のような自然資源しかり、社会に蓄積されてきた知識しかりである。だが、こうした新自由主義的改革は二重の意味で私たちの社会と自然を危機に陥れている。

第一に、経済成長、すなわち生産量や消費量といったフローの増大が、私たちの共有ストックの犠牲のうえになされるのであれば、必ずしも私たちの社会的厚生を増大させるとは限らないということである。そうした事例としては、化石燃料のような枯渇性資源の問題や、近年の地球温暖化に顕著な自然の許容限度の問題をあげれば十分だが、私たちの内なる自然＝人間性が蝕まれていく危機を付け加えてもよいだろう（E.F. シューマッハー『スモール イズ ビューティフル』講談社学術文庫）。

第二に、前節で詳しく述べたように、私たちが生きる現代の市場社会

---

48) Veblen, *Absentee Ownership*, p. 62, 訳62頁。

は、私益の追及が公益を実現するというアダム・スミスの市場社会とは、すでに大幅に性格を異にしているということである。ヴェブレンのいうとおり、不在所有者たちが私益を追求することは、社会全体を幸福にするどころか、ますます不幸に陥れている。いまや彼らの利益は社会全体の犠牲のうえに成り立っているのだ。金融自由化がいちじりしく進展した1980年以降、繰り返しバブルに翻弄されてきた世界経済の経験は、ヴェブレンの主張の正しさを証明している。

だとすれば、いまや私たちの共同社会の福祉を向上させるのは、「経済成長」という名の下でいたずらに市場で取引される商品を増やしていくことではない。むしろ求められているのは、この間、商品として私化されてきた共有資産を再度コモنزとする (commoning) ことである<sup>49)</sup>。最後に、この方向への実践を説いたギブソン-グラハムらの文章の一部をひいて本稿を締めくくろう。

「コモنز化 (Commoning) とは、現在進行中のコモنزの生産と再生産に関連する。コモنز化の実践は、共同体経済 (community economies) を構築するための鍵となるし、人類がお互い同士、さらにはこの惑星の他の種と交渉しながらうまく生存していくための鍵となる。とくに私たちが二重の挑戦、すなわち、世界の気候変動からと、資源管理の最良の方法とみなされているプライバタイゼーションの強力な引力からの二重の挑戦に直面する現在にあっては」<sup>50)</sup>。

(2014年11月26日受理)

---

49) Gibson-Graham, J.K., Jenny Cameron, and Stephen Healy, 前掲書, 「第7章 財産を取り戻せ—コモنز化」を参照。

50) Gibson-Graham, J.K., Jenny Cameron, and Stephen Healy, 同, p. 138。

## Summary

---

### Beyond the Control of Absentee Ownership —Veblen’s Theory of Ownership Reconsidered—

Terutoshi JINNO

The main subject of this essay is to reconsider Veblen’s theory of ownership, particularly the concept of “absentee ownership”, in order to explore the possibility of alternative society. As Gerald A. Epstein said, “In the last thirty years, the economies of the world have undergone profound transformations. ... In short, this changing landscape has been characterized by the rise of *neoliberalism*, *globalization*, and *financialization*” (Epstein 2005, p. 3). But, around the beginning of the 20th century, Thorstein Veblen had already foreseen these transformations. According to Veblen’s interpretation, the great transformations of the social order mainly resulted from the proliferation of absentee ownership. So, this essay wants to make a critical reexamination of the Veblen’s concept of absentee ownership, and to show another way of changing society. In conclusion, it refers to the need of taking back property, in other words, the need of commoning (producing and reproducing commons).